

延滞金・加算金

税金を期限後に納めたり、申告しなかったりした場合には、次のような税金以外の負担が増えます。

延滞金

税金を納期限までに納めなかった場合に徴収されます。

納める額 税額に以下の割合を乗じて得た金額です。

●納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 年 7.3%

ただし、平成26年1月1日以降は、年7.3%または延滞金特例基準割合(※)に年1%を加算した割合のいずれか低い方を適用します。

平成30年1月1日から令和2年12月31日 年 2.6%

令和3年1月1日から令和3年12月31日 年 2.5%

令和4年1月1日から令和7年12月31日 年 2.4%

●納期限の翌日から1月を経過した日から納税の日までの期間 年 14.6%

ただし、平成26年1月1日以降は、年14.6%または延滞金特例基準割合(※)に年7.3%を加算した割合のいずれか低い方を適用します。

平成30年1月1日から令和2年12月31日 年 8.9%

令和3年1月1日から令和3年12月31日 年 8.8%

令和4年1月1日から令和7年12月31日 年 8.7%

※延滞金特例基準割合について

当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して計算した割合）に年1%を加算した割合。

加算金

県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・核燃料税・自動車税環境性能割・軽油引取税について、事実より少なく申告したり、申告しなかったり、また、税を免れるために二重帳簿を作ったりした場合に徴収されます。

●過少申告加算金

期限内に申告をした場合で、その実際の額より少ないと認められ、後日に正しい額に訂正したり（修正申告）、訂正された（更正）場合

……訂正により増加した税額 × 10%

※訂正により増加した税額が、期限内申告した税額と50万円のいずれか多い税額を超える場合には、その超える部分の税額の5%をさらに加算します。

●不申告加算金

期限内に申告しなかった場合

納付すべき税額の区分	令和5年12月31日までに申告書の提出期限が到来するもの	令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するもの
50万円以下	15%	15%
50万円超300万円以下	20%	20%
300万円超		30%

※更正や決定（申告がないため、県が調査により税額を決めること）があることを予知しないで期限後申告をした場合

……納めるべき税額 × 5%

●重加算金

二重帳簿などで故意に税を免れようとした場合

……期限内に申告した場合 免れようとした税額 × 35%

期限後に申告したり、申告をしなかった場合 納める税額 × 40%

※以下のいずれかの期間に不申告加算金または重加算金を課されたことがある場合、それぞれの割合に10%が加算されます。

①平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、過去5年間に不申告加算金または重加算金を課されたことがある場合

②令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、前年度および前々年度に不申告加算金または重加算金に係る決定をすべきと認められる場合